

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」について

1 改正の趣旨

道路交通法上自転車として扱われる駆動補助機付自転車（いわゆる電動アシスト自転車）の駆動補助率を引き上げることによって、発進時や低速時においてより安定的な走行を可能にするとともに、登坂走行を容易にし、踏力の弱い方でも自転車の安全な利用を可能にしようとするもの。

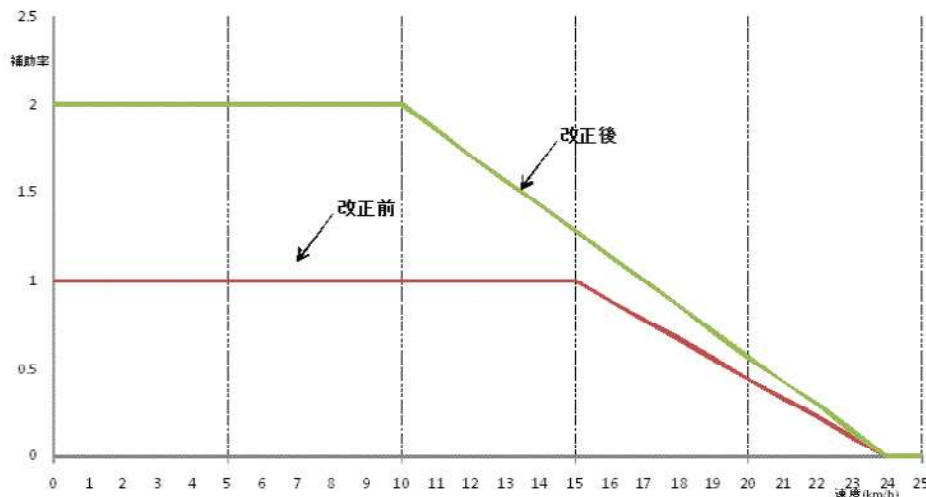
2 主な内容

駆動補助機付自転車の補助率の最大値を

- ・ 10キロメートル毎時未満の速度で補助率が2
- ・ 10キロメートル毎時以上の速度で補助率が2から逡減し、24キロメートル毎時以上の速度で補助率が0

とする。

駆動補助機付自転車の補助率



補助率とは、人の力に対する原動機を用いて人の力を補う比率をいう。例えば、人の力：原動機により補う力 = 1：2 のとき、補助率は2となる。

3 意見公募手続の実施結果

本年4月4日から5月3日までの間、平成20年6月の改正道路交通法一部施行に伴う「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令」案等とともに、本改正案に対する意見公募手続を実施した結果、2通の意見が寄せられた。

なお、本改正案については、意見公募手続実施後に、貿易の技術的障害に関する協定（TBT協定）の規定に基づき、WTO（世界貿易機関）事務局を經由した各締約国への通報等の手続を経たため、上記内閣府令（本年5月20日公布）とは別に手続をとることとしたものである。

4 今後の予定

公布 10月上旬（予定）
施行 平成20年12月1日